十分な審議が必要な「共謀罪」

政府は組織犯罪処罰法の改正案を閣議決定した。テロや組織的な犯罪を、実行される前の計画段階で処罰できる「テロ等準備罪」を新設するのが目的だ。いまの国会での成立を目指す。

テロ等準備罪にこれまで３回にわたり「共謀罪」の名称で法案が提出されたが、「処罰対象が不明確」「恣意的に運用されかねない」といった批判が強く、いずれも廃案になっている。

今回の法案では、適用の対象を「組織的犯罪集団」に限定した。処罰するためには重大犯罪を計画したことに加え、現場の下見といった準備行為が必要となるような見直しも行った。

法律の乱用を防ぐといった観点から、こうした修正は評価できる。しかしこの法案の必要性や意義について、そもそも国民の間に理解が深まっているとは言い難い。国会審議の場では成立を急ぐことなく、十分な時間をかけて議論を尽くす必要がある。

共謀罪の制定は、国際組織犯罪防止条約を締結するため各国に課せられた義務の一つである。だが廃案が続いたこともあり、今回政府は国民が理解しやすいテロを全面に出して必要性を訴えてきた。

当初の法案の中に「テロ」の文言がなく、与野党から指摘を受け慌てて盛り込むことなった背景にもこうした事情がある

テロも組織犯罪の一形態とは言えるが、国会審議ではまず、資金洗浄や人身売買、薬物取引など条約がうたう「本来」の組織犯罪対策のあり方などについて十分に議論すべきではないか。現に日本は暴力団犯罪など組織犯罪の脅威にさらされている。

テロ対策も２０２０年の東京五輪を睨んで欧米並みに取り組むのであれば、この条約に便乗するだけでは中途半端に終わってしまいかねない。テロを正面から定義するから初め、海外と比べて法制度や捜査手法の面でどのような問題、課題があるのかを分析し、国民に問うていく。こうした作業が必要なはずだ。